

令和6年第2回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和6年2月21日 午前10時00分

閉会 令和6年2月21日 午前11時30分

2 出席委員の氏名

＜出席委員＞ 議席番号は抽選による

青木 規久範	渡邊 昭男	平野 敬祐	石川 博正
青山 みか	深谷 明	石川 万里子	蟹井 伸仁
毛受 淳一	近藤 明		

＜出席農地利用最適化推進委員＞

三浦 博明	原田 勝行	加藤 延保	村山 公夫
石川 和孝	小川 泰則		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

＜議案の件名＞

議案第3号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙1件
議案第4号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙4件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙17件
議案第6号	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件	別紙3件
報告第5号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙1件
報告第6号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件	別紙1件
報告第7号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件	別紙5件
報告第8号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙4件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議 長 ただいまより、令和6年第2回豊明市農業委員会総会を開催いたします。
例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議 長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の
指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議 長 議事録署名者は2番委員と3番委員にお願いします。それでは、議案に入
ります。議案第3号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申
請について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号について説明します。
申請地は栄町地内です。
申請地の現況については、現地確認を行ったところ、稲を刈り取った後の
状態でした。
譲受人の他の所有農地につきましては、営農計画書のとおりに作付されてお
りました。
以上のとおり、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務
局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めま
す。

1番委員 2月13日に3番委員と最適化推進委員6番委員と申請地の現地確認を行
いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

2番委員 筆が複数ありますが、元から分かれていますか？

1番委員 土地改良でこうなりました。地番は分かれています、実際は1枚の農地です。

議 長 他の委員の意見を求めます。

 異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。

 挙手多数

議 長 議案第3号は可決いたします。引き続きまして、議案第4号1番案件、農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号1番案件について説明します。
申請地は阿野町地内です。
土地造成は整地のみで、雨水は集水桝で集水し、南側側溝へ排水します。
生活雑排水は、合併浄化槽で浄化の上、集水桝を経て南側側溝へ排水します。敷地周囲には地先ブロック積みを設置し、隣接地への土砂流出を防除します。
また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 2月10日に農地利用最適化推進委員1番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第4号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第4号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第4号2番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号2番案件について説明します。
申請地は沓掛町地内です。
土地造成は整地のみで、雨水は集水桝で集水し、南側既設道路側溝へ排水します。
生活雑排水は、公共下水道へ接続します。
また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 2月11日に2番委員と最適化推進委員3番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

- 議 長 それでは採決します。議案第4号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第4号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第4号3番案件について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第4号3番案件について説明します。
 申請地は栄町地内です。
 土地造成はありません。雨水は自然勾配を利用し、隣接の工場敷地内の雨水排水施設に接続し、排水します。
 また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。
- 3番委員 2月13日に1番委員と最適化推進委員6番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。
- 1番委員 3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。
- 最6番委員 3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第4号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第4号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第4号4番

案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号4番案件について説明します。
申請地は、沓掛町地内です。
土地造成は前面道路と同じ高さまで盛土し、透水性舗装を実施します。処理しきれない雨水は最終枡で集水し、道路側溝へ放流します。
また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

8番委員 2月13日に6番委員と最適化推進委員4番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の6番委員の意見を求めます。

6番委員 8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第4号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第4号4番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明の前に利害関係者の委員がいらっしやいますので退室をお願いいたします。

(委員退室)

事務局 それでは、議案第5号について説明します。
1番案件から15番案件が新規契約分、16番案件から17番案件が更新契約分となっています。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

最6番委員 2番案件から5番案件の法人は、どんな法人ですか。
なぜこれほどまでに拡大しているのですか。

事務局 今年度、認定新規就農者として市の認定を受けた法人です。補助金等の関係から、圃場拡大のために利用権設定をおこなっております。

議 長 他の委員の意見を求めます。

4番委員 その法人は専業農家としてやっていくのですか。それとも、兼業農家としてやっていくのですか。
兼業農家の場合、定款等に変更しているのですか。

事務局 兼業農家です。昨年、定款を変更しております。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意義なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第5号は可決いたします。
利害関係者である委員の入室を求めます。

(委員入室)

議 長 それでは、議案第6号1番案件、農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号1番案件について説明します。

申出地は沓掛町地内です。

申出内容から、農用地区域からの除外について、事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意見なしの声あり

議 長 それでは、議案第6号1番案件については、やむを得ないものとして意見を付することとします。

引き続きまして6号2番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号2番案件について説明します。

申出地は沓掛町地内です。

申出内容から、農用地区域からの除外について、事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意見なしの声あり

議 長 それでは、議案第6号2番案件については、やむを得ないものとして意見を付することとします。

引き続きまして6号3番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号3番案件について説明します。

申出地は沓掛町地内です。

申出内容から、農用地区域からの除外について、事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意見なしの声あり

議 長 それでは、議案第6号3番案件については、やむを得ないものとして意見を付することとします。

引き続きまして、報告第5号から第8号について、報告願います。

事務局 報告第5号、第6号、第7号、第8号について説明

議 長 以上のとおり、報告第5号から第8号は専決事項として事務局で受理しています。

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします。（時に午前11時30分）。